

別記様式第50号の2を次のように改める。

別記様式第50号の2（第5条関係）

年度分 市民税・府民税申告書（分離課税等用）

フリガナ		生年月日	整理番号						
氏名		・	電話番号						
個人番号									

この申告書（分離課税等用）は、市民税・府民税申告書と一緒に提出してください。

「個人番号」欄には、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記入してください。

2 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額（収入金額－必要経費）	特別控除額
		円	円	円
	特例適用条文			

1 収入金額	短期譲渡	一般分	ス	円	
		軽減分	セ		
	長期譲渡	一般の譲渡	ソ		
		優良住宅地等に係る譲渡	タ		
		居住用財産の譲渡	チ		
		一般株式等の譲渡	ツ		
		上場株式等の譲渡	テ		
		先物取引	ト		
	4 所得金額	短期譲渡	一般分	㉓	円
			軽減分	㉔	
長期譲渡		一般の譲渡	㉕		
		優良住宅地等に係る譲渡	㉖		
		居住用財産の譲渡	㉗		
		一般株式等の譲渡	㉘		
		上場株式等の譲渡	㉙		
	先物取引	㉚			

3 株式等の譲渡等・先物取引に係る所得に関する事項

所得の種類	種 目			必 要 経 費
	事業	譲渡	雑	円
	事業	譲渡	雑	
	事業	譲渡	雑	
	特例適用条文			

5 特定支出控除の適用がある場合の給与所得に関する事項

A 給与収入金額	B 特定支出の金額の合計額	所得金額=A－{給与所得控除額＋(B－給与所得控除額の1/2)} (ただし、赤字の場合は0)
円	円	円

6 山林所得・退職所得に関する事項

山林	A 収入金額	B 必要経費		C 特別控除額	D 青色申告特別控除額	所得金額(A－B－C－D)
	円	円		円	円	円
退職	A 収入金額	勤続年数	退職の区分	B 退職所得控除額	C 差引(A－B)	所得金額(C×1/2)
	円	(年月間)	<input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 障害	円	円	円

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宇治市市税条例施行規則の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税及び府民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税及び府民税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。

（揭示済）

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年12月28日

宇治市長 松村 淳子

宇治市規則第29号

宇治市職員休暇規則の一部を改正する規則

宇治市職員休暇規則（昭和26年宇治市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項各号列記以外の部分中「該当する」を「掲げる」に、「の際各号」を「の際当該各号」に改め、同項第4号中「妊婦障害休暇」を「妊娠障害休暇」に、「診断書」を「診断書その他勤務することができない理由を明らかにする書類」に改め、同項第9号中「診断書」を「診断書その他勤務することができない理由を明らかにする書類」に改める。

第30条第1項前段及び第4項並びに第32条第1項及び第3項後段中「診断書」を「診断書その他勤務することができない理由を明らかにする書類」に改める。

別記様式第1号中「

※ 医師の診断書を添付すること。

を「 に改める。

別記様式第3号中「

別記様式第3号中「

※ 任命権者が必要があると認めるときは、医師の診断書を添付すること。

を「 に改める。

別記様式第6号中「

※ 医師の診断書を添付すること。

を「 に改める。

別記様式第8号中「

※ 任命権者が必要があると認めるときは、医師の診断書を添付すること。

を「 に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

（揭示済）

告 示

宇治市告示第111号

指定居宅介護支援事業所の事業の廃止について

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により次のとおり告示します。

令和5年12月25日

宇治市長 松村 淳子

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26612 90060	医療法人社団一心会 訪問看護ステーションとくら	医療法人社団 一心会	令和5年12 月31日	居宅介護支援
	宇治市菟道大垣内68番地の15			

（揭示済）

宇治市告示第5号

放置自動車等の廃物認定について

次の放置自動車等について、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第14条第2項の規定により廃物の認定をしたので、同条第3項の規定により告示します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
スズキ レッツ4	黒色	滅失 (CA45A-16 6378)	宇治市六地藏奈良町2 番地の33地先 (六地藏32号線)

宇治市告示第6号

議決予算の公表について

令和5年9月招集の宇治市議会定例会において議決された予算の

要領を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、次のとおり告示します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

令和5年度宇治市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度宇治市の一般会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,099千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70,454,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
17.府支出金		5,804,906	93,005	5,897,911
	2.府補助金	1,533,435	93,005	1,631,440
21.繰越金		79,331	2,176	81,507
	1.繰越金	79,331	2,176	81,507
22.諸収入		2,495,272	7,818	2,504,090
	5.雑入	513,039	7,818	520,857
23.市債		5,335,900	6,100	5,343,000
	1.市債	5,335,900	6,100	5,343,000
歳入合計		70,345,781	109,099	70,454,880

歳出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補正額	計
3.民生費		32,231,394	64,339	32,295,733
	1.社会福祉費	15,627,444	64,339	15,691,783
6.農林水産業費		360,230	41,910	402,140
	1.農業費	253,638	41,910	295,548
10.教育費		7,239,125	2,850	7,241,975
	1.教育総務費	2,916,146	2,850	2,918,996
歳出合計		70,345,781	109,099	70,454,880

## 第2表 地方債補正

1. 追加		(単位 千円)			
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
農業基盤整備事業債	6,100	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の債権者と協定するものとする。ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。	

## 宇治市告示第7号

宇治都市計画地区計画の決定について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

## 1 都市計画の種類

宇治都市計画地区計画(国道24号沿道安田町地区)

## 2 都市計画を定める土地の区域

宇治市安田町鶴飼田及び五反坪の一部並びに伊勢田町西遊田の一部

## 3 縦覧場所

宇治市都市整備部都市計画課



## 宇治市公告第3号

宇治都市計画道路事業の事業計画の認可に係る図書の写しの縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定により、宇治都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和6年1月12日

宇治市長 松村 淳子

## 1 施行者の名称

京都府

## 2 都市計画事業の種類及び名称

宇治都市計画道路事業

3・6・3号宇治淀線

## 3 事業施行期間

令和5年12月25日から令和13年3月31日まで

## 4 事業地

(1) 取用の部分

京都府宇治市宇治式番及び野神並びに神明宮東及び石塚地内

## (2) 使用の部分

なし

## 5 縦覧の場所

宇治市建設部道路建設課

(揭示済)

## 宇治市公告第4号

予防接種の実施期間延長について

予防接種の実施(令和5年宇治市公告第62号)の一部について次のとおり変更しますので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第5条の規定により公告します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

実施期間について「令和5年10月3日(火)から同年12月28日(木)まで」を「令和5年10月3日(火)から令和6年1月31日(水)まで」に変更します。

## 宇治市公告第5号

宇治農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第13条第1項の規定により宇治農業振興地域整備計画を変更したので、同条第4項で準用する同法第12条第1項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書を次のとおり縦覧に供します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

## 1 縦覧期間

令和6年1月19日以後、常時備え置くこととします。

## 2 縦覧場所

宇治市産業観光部農林茶業課

## 3 農業振興地域の整備に関する法律第11条第2項の規定により

提出された意見書の要旨

意見書の提出なし

## 教育委員会

## 宇治市教育委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

令和5年12月21日

宇治市教育委員会  
教育長 木上 晴之

開会日時 令和5年12月22日 午後5時30分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 会議録署名委員の指名について
  - 2 会期について
  - 3 報告

（揭示済）

## 監査委員

## 宇治市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月26日

宇治市監査委員  
池上 哲朗  
松岡 ゆかり  
堀 明人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠して実施した。

## 第2 監査の対象

健康長寿部及び公営企業上下水道部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

- 後期高齢者医療保険料収入状況（年金医療課）
- 福祉医療費返還金等収入状況（年金医療課）
- 国民健康保険料収入状況（国民健康保険課）
- 一般被保険者・退職被保険者返納金収入状況（国民健康保険課）
- 委託料支出状況（下水道計画課、下水道建設課、下水道管理課、水管理センター、水道総務課）
- 工事請負費支出状況（下水道建設課、下水道管理課、水管理センター、下水道計画課、水道総務課）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着目し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部年金医療課、国民健康保険課、公営企業上下水道部下水道計画課、下水道建設課、下水道管理課、水管理センター及び水道総務課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和5年10月2日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年11月28日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

記

- 1 年金医療課
  - (1) 後期高齢者医療保険料収入状況について  
後期高齢者医療保険料の滞納分については適正に処理されていた。
  - (2) 福祉医療費返還金等収入状況について  
適正に処理されていた。
- 2 国民健康保険課
  - (1) 国民健康保険料収入状況について  
適正に処理されていた。
  - (2) 一般被保険者返納金収入状況について  
具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが整備されていなかった。速やかに滞納整理事務マニュアルを整備し、より適正な債権管理に努められたい。
  - (3) 退職被保険者返納金収入状況について  
適正に処理されていた。
- 3 下水道計画課
  - (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- 4 下水道建設課・下水道計画課
  - (1) 委託料支出状況について  
おおむね適正に処理されていた。
  - (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。
- 5 下水道管理課・下水道計画課
  - (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
  - (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。
- 6 水管理センター・下水道計画課・水道総務課
  - (1) 委託料支出状況について  
おおむね適正に処理されていた。
  - (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

（揭示済）

## 農業委員会

## 宇治市農業委員会公告第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第7回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和5年12月22日

宇治市農業委員会  
会長 吉田 利一

開会日時 令和6年1月5日 13時30分

開会場所 宇治市役所 8階 大会議室

- 付議事項
- 1 非農地通知の決定について
  - 2 専決事項の報告
  - 3 その他

（揭示済）

## 公 営 企 業

## 宇治市上下水道事業告示第1号

宇治都市計画下水道の変更の縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

## 1 都市計画を変更する土地の区域

平成24年宇治市告示第140号の土地の区域に追加する部分

宇治市安田町鶴飼田及び五反坪の一部並びに伊勢田町西遊田の一部

## 2 縦覧場所

宇治市上下水道部下水道計画課

## 宇治市上下水道事業公告第2号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和5年12月18日付で、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第518号 株式会社N-Vision

## 宇治市上下水道事業公告第3号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和5年12月19日付で、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和6年1月19日

宇治市長 松村 淳子

指定番号 第519号 株式会社快適住設

